



福岡医発 149 号 (地)
平成 30 年 4 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインに関する
「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件については、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」(平成 28 年 3 月 11 日付福岡医発第 3274 号 (地))、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン「脳卒中に関する留意事項」、「肝疾患に関する留意事項」について」(平成 29 年 3 月 15 日付福岡医発第 3387 号 (地))にてご案内申し上げたところですが、今般、本ガイドラインの参考資料として、ガイドライン掲載の様式例に沿った各様式例の作成ポイントや記載方法を纏めた「企業・医療機関連携マニュアル」(別添 1) 及び、各種難病に罹患した労働者に対し、特に留意すべき事項を纏めた「難病に関する留意事項」(別添 2) が作成された旨、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課より日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 権藤秀之
会長 白石恒明

(健 I 1)

平成 30 年 4 月 2 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する
「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」の作成について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より、標記の件に関して、
周知についての協力依頼がまいりました。

厚生労働省では、標記ガイドラインの参考資料として、ガイドライン掲載の様式例の
作成のポイント及び具体的な事例を通じた様式例の記載方法について「企業・医療機関
連携マニュアル」（別添 1）と難病の治療の特徴を踏まえた対応等について、「難病に
関する留意事項」（別添 2）を新たに作成しました。

本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職
の特段のご高配をお願い申し上げます。

ガイドライン関係資料は、厚生労働省ホームページ上でも公表されておりますことを
申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



基安労発0326第2号
平成30年3月26日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に関する
「企業・医療機関連携マニュアル」及び「難病に関する留意事項」の作成について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業者の医療機関と連携した取組の推進を図っているところです。

今般、ガイドラインの参考資料として、ガイドライン掲載の様式例の作成のポイント及び具体的な事例を通じた様式例の記載方法について「企業・医療機関連携マニュアル」（別添1）を、また、難病の治療の特徴を踏まえた対応等について「難病に関する留意事項」（別添2）を新たに作成したところです。

治療と職業生活の両立支援を進めるに当たっては、労働者、事業者、医療機関等の関係者の連携が非常に重要だと考えており、貴会におかれましては、企業・医療機関連携マニュアル及び疾患別の留意事項の内容を御了知いただくとともに、貴会会員等に対する周知等に御協力いただきますようお願いいたします。

企業・医療機関連携マニュアル（解説編）

本参考資料は、治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）に沿って、各様式例の作成のポイントを示すものである。

実際に様式例を活用する場合には、ガイドライン「5 両立支援の進め方」に示す手続きや手順を十分に理解の上、運用することが重要である。

なお、本項では、各様式例の名称を以下のように示す。

様式例の名称	略称	（参考）作成者
勤務情報を主治医に提供する際の様式例	勤務情報提供書	労働者 事業者
治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例	主治医意見書	医師 医療機関
職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例		
両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成例	両立支援プラン/職場復帰支援プラン	事業者

※いずれの様式も、労働者本人と十分に話し合い、作成することが望ましい。

<構成>

はじめに

1. 両立支援に当たって知っておくべきこと
2. 両立支援の流れに沿った各様式の作成
 - （1）勤務情報提供書の作成
 - （2）主治医意見書の作成
 - （3）両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成

はじめに

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人の理解と同意の下、事業場や医療機関等の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の治療や業務の状況に応じた、より適切な支援の実施が可能となる。

円滑な連携のためには、まず事業者と医療機関が、お互いの支援における役割や考え方等を理解することが重要である。

1 両立支援に当たって知っておくべきこと

（１）事業場及び労働者本人の状況に応じた対応

治療が必要な疾病を抱える労働者の中には、それまでと同じように働くことができる者も多い。そのため、治療が必要な疾病を抱える労働者すべてに様式を用いた情報のやりとりが求められるのではなく、事業場及び労働者本人の状況に応じた対応が重要である。

（２）労働者本人及び関係者の共通の理解の形成

様式を用いた情報のやりとりを行う場合、様式は、あくまで関係者間で情報を共有し、必要な就業上の措置や配慮等を検討するための手段であり、様式の作成過程において労働者本人と関係者が十分に話し合いを行うことで、共通の理解を形成することが重要である。

なお、一連の情報のやりとりは、経過に応じて繰り返し行う場合がある点に留意が必要である。

（３）医療機関における治療と仕事の両立支援

事業場における両立支援は労働者からの申出を起点とするが、労働者に対する両立支援は、医療機関等において開始されることもある。

労働者の中には、病気の診断による精神的な動揺や不安から、早まって退職を選択する場合もあることから、医療機関においては、診断後早期から、就業の継続に関する働きかけを行うことが重要である。

(4) 労働契約に基づく労務の提供

労働者は事業者と労働契約を結んでおり、労働時間等の労働条件が定められている。詳細な労働時間や休憩、休日・休暇、賃金等に関する項目は就業規則において定められている。労働者においては、これらの労働契約のもと、一定の労務を提供することが求められており、事業者は、就業規則等とも照らし合わせながら、就業継続の可否や就業上の措置、配慮の検討を行う。

労働契約法においては、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」とされている。

(5) 情報共有・連携に関する留意点

ア 事業場の関係者

- 主治医意見書については、労働者本人にその利用目的を説明し、同意を得た上で取得し、目的の範囲内で利用しなければならない。
- 主治医の意見を求める際には、機微な健康情報を取り扱うこととなることから、産業医等がいる場合には産業医等を通じて情報のやり取りを行うことが望ましい。

イ 医療機関の関係者

- 事業場における産業保健体制及び産業保健活動を踏まえて、支援や連携を行うことが求められる。
 - ・ 産業医の選任義務は事業場規模に応じて異なっており、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では 1 人以上、1000 人以上の事業場（一定の有害な業務がある事業場は 500 人以上）は専属産業医 1 人以上、3000 人以上の事業場では 2 人以上の産業医の選任が義務付けられている。
 - ・ 実際には労働者が 50 人未満の事業場が大半であるため、産業医がいない場合は、事業場との連携の際、事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフが窓口となることもある。
- 治療と仕事の両立支援にあたる医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等においては、治療と仕事の両立に関する患者本人の悩みや職場におけるキーパーソンを引き出すコミュニケーションスキルが重要である。

2 両立支援の流れに沿った各様式の作成

ガイドライン掲載の各様式例（ガイドライン「様式例集」）に沿って、各様式例の作成のポイントを示す。

様式例はあくまで参考として示すものであり、それぞれの事業場で運用する際には、本様式例を参考に必要な事項を追加するなどにより、事業場の実態に合った様式を作成することが重要である。

（１）勤務情報提供書の作成 【労働者・事業者において作成】

ア 様式例

- ガイドライン「勤務情報を主治医に提供する際の様式例」参照

イ 作成の目的

- 勤務情報提供書は、主治医が労働者の業務に関する情報を踏まえた上で、就業継続の可否や就業上の措置、治療に対する配慮について意見を述べることができるよう、以下のような情報を主治医に提供するために作成するものである。
 - ・職務上、最低限必要となる作業や要件（公共交通機関で単独で安全に通勤できること等）
 - ・どのような働き方をしているか（１日８時間勤務、立ち仕事、出張あり等）
 - ・職場環境（休暇等が取りやすい環境かどうか等）
- また、医療機関の関係者にとっては、勤務情報提供書を通じて労働者の業務の状況を把握することは、患者の社会的背景に応じた治療説明や意思決定の支援、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討を行う上で有用である。

ウ 作成方法

- 勤務情報提供書の作成に当たっては、あらかじめ労働者本人と十分話し合った上で、職務上、最低限必要となる作業や要件、想定される就業上の措置や配慮事項について、具体的に記載することが望ましい。
- その際、事業者としてどの程度まで配慮が可能かについても記載があると、主治医はより現実的な意見を述べやすい。
- また、事業者や労働者が、治療と仕事の両立に当たって特に悩んでいること、主治医に相談したいことについて記載をすると、主治医から具体的な助言が得られやすい。

勤務情報を主治医に提供する場合の様式例（勤務情報提供書）の記載のポイント

医療機関が確認する際のポイント

- ・作業内容や作業負荷など、労働者がどのような働き方をしているかを確認
- ・繁忙期や、仕事の都合上どうしても対応しなければならない業務、出張等の有無、勤務時間が柔軟に調整できるか、休憩が柔軟に取れるか等について確認し、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討に活用

- ・休暇等がとりやすい環境かどうか確認し、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討に活用

- ・事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいことを確認し、主治医意見書で特に意見すべき内容を検討
- ・避けるべき作業等がある場合、当該作業を制限することで、就業継続・職場復帰に当たっての要件等に照らして問題がないか確認し、主治医意見書の記載内容（就業上の措置や配慮事項）を労働者とも話し合っ

（主治医所属・氏名） 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	生年月日			年	月	日
住所						
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など					
職務内容	(作業場所・作業内容) [] ☐ 体を使う作業(重作業) ☐ 体を使う作業(軽作業) ☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業 ☐ 寒冷場所での作業 ☐ 高所作業 ☐ 車の運転 ☐ 機械の運転・操作 ☐ 対人業務 ☐ 遠隔地出張(国内) ☐ 海外出張 ☐ 単身赴任					
勤務形態	☐ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他()					
勤務時間	__時__分 ~ __時__分(休憩__時間。週__日間。) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)					
通勤方法 通勤時間	☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関(着座可能) ☐ 公共交通機関(着座不可能) ☐ 自動車 ☐ その他() 通勤時間: ()分					
休業可能期間	__年__月__日まで(__日間) (給与支給 ☐ 有り ☐ 無し 傷病手当金●%)					
有給休暇日数	残__日間					
その他 特記事項						
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務(テレワーク) ☐ 試し出勤制度 ☐ その他()					
上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名)_____						
平成 年 月 日 (会社名)_____						

事業者が作成する際のポイント

- ・情報の提供・活用目的の明記が必要

- ・正社員か非正規か、内勤か外勤か、出張等の有無、仕事の進め方に裁量があるか、勤務時間が柔軟に調整できるか、業務に繁閑があるか、休憩は柔軟に取れるか等が分かるよう、具体的に記載

- ・休暇が取りやすい環境か、どの程度柔軟に休暇が取れるか（1日単位、半日単位、時間単位）についても記載

就業継続・職場復帰に当たっての要件等

- ・最低限必要とされる作業・要件や、想定される就業上の措置や配慮事項、具体的な働き方について記載した上で、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいことを記載
- ・通院日や通院の時間帯など、主治医に相談したいことがあれば記載

- ・両立支援を行う上で想定される勤務形態についても情報を記載

- ・主治医等からの問い合わせに対応できるよう、事業場における担当者や連絡先を記載する方法もある

(2) 主治医意見書の作成 【医師において作成】

ア 様式例

- ガイドライン「治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」及び「職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」参照

イ 作成の目的

- 主治医意見書は、事業者が、労働者の就業継続・職場復帰の可否や、就業継続・職場復帰する場合の就業上の措置や配慮事項について検討する際の参考資料として活用されるものであり、事業者にとって重要な役割を持つものである。

ウ 作成方法

- 主治医意見書の作成に当たっては、勤務情報提供書等をもとに、労働者の仕事の内容や、治療と仕事を両立する上で事業者や労働者が悩んでいること、就業制限をした場合に生じうる問題について、労働者と話し合うなどして確認することが重要である。
- 主治医は、特に、事業者や労働者からの相談のあった事項を中心に、労働者の体調の悪化の防止や治療継続の観点から踏まえ、就業継続等の可否や望ましいと考えられる就業上の措置、治療に対する配慮について医学的な立場から意見を記載する。
- なお、就業継続等の可否に関する主治医の意見は、事業者が労働者の安全と健康の確保を図るための医学的な見解を示すものであり、事業者が就業継続等の可否を判断する際の重要な判断材料の1つとなるものであるが、主治医の意見はあくまで参考情報として扱われるものであり、最終的な就業継続等の可否の判断や、就業上の措置、配慮の実施は事業者が決定することとなる。
- 就業上の措置や配慮事項について意見を記載する際は、労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から必ず対応が必要な事項を除いては、事業者における裁量を残すような記載が望ましい。
- その他、以下の点に留意して意見を記載することが望ましい。
 - ・ 事業者にとっては、専門的かつ詳細な医学情報よりも、疾病や治療に伴う副作用が業務にどのような影響を及ぼすのか、いつまでその影響が続くのか、といった見通しに関する情報が重要である。
 - ・ がんの進行度などの、必ずしも両立支援のためには必要ではない情報は、かえって事業者の不安をあおりかねないので留意が必要である。

- ・ 医療機関の受診スケジュールや入院・療養等が必要な期間などの情報は、事業者が時間的な配慮を行うためにも重要な情報となる。
- ・ 複数科受診している場合は、必要に応じて他科の受診状況や治療状況も確認した上で、主治医意見書を作成することが望ましい。
- ・ 主治医意見書の措置期間の欄は、事業者にとって、対応の見直しを行ったり、労働者や主治医に状況を再度確認したりする時期の目安として参考となる。
- 治療の経過によって、必要な就業上の措置や配慮事項が変わる場合があることから、経過に応じて主治医意見書の作成が繰り返し求められる場合がある。
- 繁忙期や、仕事の都合上どうしても対応しなければならない業務、出張等の有無、勤務時間が柔軟に調整できるか、休憩が柔軟に取れるか等について労働者に確認した上で、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）が可能である場合には、治療の予定に反映することが望ましい。

医療機関が作成する際のポイント

- ・見通しが立っている範囲の情報を記載
- ・不確定な予定に関しては、いつごろ目途が立つかについて記載があると、事業者にとって就業上の措置や配慮を見直す時期の目安となる
- ・複数科受診の場合、他科受診の頻度等も考慮して記載
- ・勤務情報提供書の記載内容や労働者の意見等を踏まえ、通院日や通院の時間帯等に関して配慮できる場合には、労働者と話し合った上で治療の予定に反映

- ・労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から、事業者による就業継続の検討の可否について意見を記載（就業継続の可否の最終的な判断は、労働者の安全と健康確保の観点からあくまで事業者が行うものであり、その判断の参考とするため、主治医の意見を求めるものである。）

- ・勤務情報提供書等を通じて事業者や労働者から相談のあった事項に対する意見を中心に記載
- ・職務上、必要となる作業・要件に対して制限が必要な場合には、その理由と制限が必要となる期間について併記すると、事業者も計画的に対応を検討しやすい

- ・職場において治療のために必要と考えられる配慮等について記載があると、労働者からの申出があった際に事業者においてスムーズな対応がなされやすい

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名				生年月日	年	月	日
住所							
病名							
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)						
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))						
退院後／治療中の就業継続の可否	☐ 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) ☐ 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) ☐ 現時点で不可(療養の継続が望ましい)						
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。						
上記の措置期間	年	月	日	～	年	月	日
上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名) _____							
上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。 平成 年 月 日 (主治医署名) _____							
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。							

事業者が確認する際のポイント

- ・労働者の就業継続の可否や事業場における就業上の措置や配慮事項に関しては、主治医意見書をもとに、産業医等の意見も勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定する

- ・入院や通院のスケジュールは、就業上の措置や治療に対する配慮の内容が変わる時期の目安になる
- ・入院や通院のスケジュールは、必ずしも確定していない場合もある点に留意
- ・通院日や通院の時間帯等がどの程度柔軟に調整できるのかを確認し、通院時間確保のための配慮を検討

- ・主治医意見書の措置期間は、就業上の措置や配慮事項の見直しや、次の主治医の意見の取得のタイミングの目安になる

- ・ガイドラインで示された情報の取扱に則り情報を取り扱う

医療機関が作成する際のポイント

- ・労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から、事業者による職場復帰検討の可否について意見を記載
(職場復帰の可否の最終的な判断は安全と健康確保の観点からあくまで事業者が行うものであり、その判断の参考とするため、主治医の意見を求めるものである。)
- ・見通しが立っている範囲の情報を記載
- ・不確定な予定に関しては、いつごろ目途が立つかについて記載があると、事業者にとって就業上の措置や配慮を見直す時期の目安となる
- ・複数科受診の場合、他科受診の頻度等も考慮して記載
- ・勤務情報提供書の記載内容や労働者の意見等を踏まえ、通院日や通院の時間帯等に関して配慮できる場合には、労働者と話し合った上で治療の予定に反映

- ・勤務情報提供書等を通じて事業者や労働者から相談のあった事項に対する意見を中心に記載
- ・職務上、必要となる作業・要件に対して制限が必要な場合には、その理由と制限が必要となる期間について併記すると、事業者も計画的に対応を検討しやすい
- ・職場において治療のために必要と考えられる配慮等について記載があると、労働者からの申出があった際に事業者においてスムーズな対応がなされやすい

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名				生年月日	年	月	日
住所							

復職に関する意見	☐ 復職可 ☐ 条件付き可 ☐ 現時点で不可(休業：～ 年 月 日)
	意見

業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
---	--

その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。
---------	---

上記の措置期間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名) _____

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名) _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- ・労働者の職場復帰の可否や事業場における就業上の措置や配慮事項に関しては、主治医意見書をもとに、産業医等の意見も勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定する

- ・入院や通院のスケジュールは、就業上の措置や治療に対する配慮の内容が変わる時期の目安となる
- ・入院や通院のスケジュールは必ずしも確定していない場合もある点に留意
- ・通院日や通院の時間帯等がどの程度柔軟に調整できるのかを確認し、通院時間確保のための配慮を検討

- ・主治医意見書の措置期間は、就業上の措置や配慮事項の見直しや、次の主治医意見書の取得のタイミングの目安になる

- ・ガイドラインで示された情報の取扱に則り情報を取り扱う

(3) 両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成 【事業者において作成】

ア 様式例

- ガイドライン「両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例」参照

イ 作成の目的

- 事業者は、労働者が治療を継続しながら就業を継続することが可能である¹と判断した場合、業務によって疾病が増悪することのないよう、就業上の措置や治療に対する配慮の内容及び実施時期などについて決定し、実施する必要がある。この際必要に応じて、両立支援プラン/職場復帰支援プランを作成することが望ましい。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成過程を通じて、労働者本人や産業医、人事労務担当者、上司等との十分な話し合いを行い、その内容を共有し、必要な就業上の措置や治療に対する配慮が実施されるよう、環境を整えることが重要である。

ウ 作成方法

- 事業者は、主治医意見書の内容をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で両立支援プラン/職場復帰支援プランを作成する。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成に当たっては、労働者との十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めることが必要である。作成した両立支援プラン/職場復帰支援プランには署名欄を設け、労働者本人、事業者及び関係者（産業医、人事労務担当者、上司等）による話し合いの上作成されたものであることが分かるようにすることが望ましい。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランが対象とする期間は、1 週間から数か月、半年等、様々であることが想定されるため、労働者の状況等に応じて個別に適切な期間を設定する。期間を検討する際は、主治医意見書の措置期間が一つの目安となる。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランは、労働者の状況等に応じて適時見直すことが重要である。そのため、見直しの時期についても記載することが望ましい。見直しを行った場合には、その経緯や経過が分かるよう、記録することも重要である。
- 職場において、プランに定めた就業上の措置や治療に対する配慮が適切に実施されるよう、労働者本人の同意を得た上で、プランの内容のうち必要な情報に限定して同僚や上司等に可能な限り情報を開示し、理解を得ることが望ましい。

1 具体的には、労働者の申出や主治医や産業医の意見を参考に、配慮事項を踏まえながら事業者の要求する最低限の作業や要件を達成できると判断した場合を指す。

両立支援プラン／職場復帰支援プランの記載のポイント

事業者が作成する際のポイント

作成日： 年 月 日

従業員 氏名		生年月日	性別
		年 月 日	男・女
所属		従業員番号	
治療・投薬等の 状況、今後の予定	・入院による手術済み。 ・今後 1 か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院 1 か月、その後月1回の通院に移 行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考)治療等の予定
(記載例) 1 か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状：疲れやすさ、免疫力の 低下等)
2 か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の 低下等)
3 か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業 1 日当たり 1 時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状：疲れやすさ、免疫力の 低下等)
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の ●●業務に変更する。		
その他 就業上の配慮事項	・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を 認める。		
その他	・治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じ てプランの見直しを行う。(面談予定日：●月●日●～●時) ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の 変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があれば すみやかに総務担当まで連絡のこと。		

- ・主治医意見書等をもとに、就業上の措置や配慮事項
に関連する情報に限定して記載
- ・職場復帰支援プランの場合には、職場復帰日も明記

- ・主治医意見書の内容をもとに、産業医等の意見を勘
案にしながら、労働者本人と十分に話し合い、就業
上の措置や配慮事項、実施時期について検討し、記
載
- ・実施期間は、1 週間から数か月、半年等、様々であ
ることが想定されるため、労働者の状況等に応じて
個別に適切な期間を設定

- ・治療の経過に応じて、必要な就業上の措置や配慮事
項が変わることから、適時プランの見直しが必要
- ・主治医意見書を参考にしながら、プランの見直しの
時期や方法について記載
- ・就業上の措置や配慮の実施に当たり、上司や同僚等
へ情報を開示する場合には、共有する情報の範囲や
対象者等について記載することも想定される

- ・作成した両立支援プラン/職場復帰支援プランには署
名欄を設け、労働者本人、事業者及び関係者（産業
医、人事労務担当者、上司等）による話合いの上作
成されたものであることが分かるようにすることが
望ましい

企業・医療機関連携マニュアル（事例編）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

<構成>

- 1 大腸がんと診断され、人工肛門の管理を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例
- 2 乳がんと診断され、通院による治療と仕事の両立を目指すも、疲労感が強く、いったん治療に専念することとした事例
- 3 胃がんと診断され、一時的な短時間勤務や作業転換を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例
- 4 肺がんと診断され、業務体制を調整しながら通院による治療と仕事の両立を目指す事例

1 大腸がんと診断され、人工肛門の管理を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
50代 男性	大腸がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員 (情報サービス業 営業職)	嘱託産業医 保健師 各1名

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Aさんは、情報サービス業の中小企業において営業課長（正社員）として勤務する50代男性である。

週5日勤務であり、所定労働時間は8時30分～17時30分（休憩1時間）の8時間であるが、ほぼ毎日残業がある。管理職として部下20名程のマネジメントを行うほか、自身も営業で客先に出向くことが多く、遠隔地（国内・国外）への出張も日常的にある。

会社には産業医が1名選任されており、産業医は月1回、会社に来訪する。その他、会社には常勤保健師が1名おり、日常的な健康相談に対応している。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Aさんががん検診を受けたところ、大腸がんが見つかった。手術が必要であったため、Aさんは職場の上司に相談し、しばらく休職して手術を受け、無事退院した。手術では肛門に近い大腸の一部（直腸）を切除したことから、人工肛門を造設した。退院後は、病院に定期的に通院しながら約半年間、飲み薬での薬物療法（抗がん剤治療）を行うこととなっていた。

薬物療法開始から約4か月が経過した頃、主治医からAさんに対し、体調も落ち着き、人工肛門の管理にも慣れてきたことから、そろそろ復職しても大丈夫だろうとの声かけがあった。Aさん自身もできれば早く仕事に戻りたいと考えていたため、上司に復職について相談することにした。

相談を受けた上司は、復職後すぐに営業を含めた元の業務ができるのかどうか分からなかったため、産業医も交えて復職後の働き方について検討することとした。

(2) 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

A さん、人事、上司、産業医とで復職後の働き方について話し合った結果、A さん自身の希望もあり、元の営業職での復帰を長期的な目標にしつつ、復職後しばらくは治療の内容や体調を考慮し、外勤や出張、残業は避け、デスクワーク中心の業務とすることとした。また、利用可能な休暇制度・勤務制度についても確認した。

日常的な体調や健康管理に関する注意点や、業務調整を行うために必要な今後の見通し（当面の通院スケジュール、営業職として元の業務内容が可能となるおおよその時期など）に関しては主治医に確認する必要があったため、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、A さんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

薬物療法に伴う副作用や、人工肛門の管理に伴い配慮が望ましい事項について、その理由や配慮が必要な時期の目安とともに明記した。元の業務内容への復帰について質問があったため、治療スケジュールを勘案して現時点の主治医としての見解を記載した。

ウ 職場復帰支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度 A さん、人事、上司、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し時差出勤を適用することとした。また、最初の 1～2 か月は、身体的負荷の軽減のため、時差出勤・短時間勤務とした。元の業務内容への復帰は薬物療法が終了し、体調が落ち着いてから再度検討することとし、プランを作成した。

プランは経過に応じて見直しが必要になることから、産業医の来社日に合わせて月 1 回面談し、就労状況について確認することとした。また、人工肛門の管理など、日常的な相談に対しては保健師が対応することとした。

(3) その他留意事項

大腸がんの手術後は、人工肛門の造設の有無に関わらず、下痢等の消化器症状が長く残る場合があり、職場環境や業務内容の調整が必要となる点がある点に留意が必要である。

勤務情報を主治医に提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

医療機関が確認する際のポイント

・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

・通院スケジュールを勘案して、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認
・通院にはかなりの時間を要するため、主治医意見書で事業者への情報提供が必要と判断

・記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
・**特に意見を求められている点について確認**
・外勤や出張業務への復帰時期に関しては、「職務内容」等の内容から、薬物療法中は難しいと判断。復帰時期としては薬物療法終了後、さらに副作用の心配がなくなってからが妥当ではないかと予想

・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
・記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇区		
職 種	営業職 課長		
職務内容	営業職として、客先での打ち合わせや商談のため、近地外勤（都内）や遠隔地出張（国内・海外）が日常的にある。そのほか、PC 作業（資料作成等）や部下約 20 名のマネジメント等のデスクワークにも取り組む必要がある。 ☐ 体を使う作業（重作業） ☐ 体を使う作業（軽作業） ☐ 長時間立位 ☐ 暑熱場所での作業 ☐ 寒冷場所での作業 ☐ 高所作業 ☐ 車の運転 ☐ 機械の運転・操作 ☒ 対人業務 ☒ 遠隔地出張（国内） ☒ 海外出張 ☐ 単身赴任		
勤務形態	☒ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他（ ）		
勤務時間	8 時 30 分 ～ 17 時 30 分（休憩 1 時間。週 5 日勤務。） ※定時退社は稀であり、月 1～2 回の休日出勤がある。 ※営業職のため、顧客優先で休憩などは柔軟に取りづらい。 ※月数回は遠隔地出張が入り、不規則な生活になることがある。		
通勤方法 通勤時間	徒歩・公共交通機関（着座不可能）にて通勤、片道 75 分		
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで ※給与支給なし。ただし傷病手当金の支給あり。		
有給休暇日数	残 15 日間 ※業務調整によりある程度計画的に休暇は取得可能 次回付与予定日（付与日数） 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇日）		
その他 特記事項	復職後は、体調優先でデスクワーク（残業・休日出勤なし）が中心となる予定。体調や健康管理のため必要な配慮、注意点があれば教えていただきたい。通院時間確保のため、当面の通院のスケジュールを教えていただきたい。今後の見通しとして、従来の外勤や出張業務に戻せるとすれば、治療との関係では、いつ頃戻すのが良いか、ご意見を頂きたい。		
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☒ 傷病休暇・病気休暇 ☒ 時差出勤制度 ☒ 短時間勤務制度 ☒ 在宅勤務（テレワーク） ☐ 試し出勤制度 ☐ その他（ ）		
上記内容を確認しました。 〇〇〇〇年 5 月 8 日 （本人署名） 〇〇〇〇			
〇〇〇〇年 5 月 8 日 株式会社 〇〇〇〇 担当：〇〇〇〇〇 連絡先：〇〇〇〇〇			

事業者が作成する際のポイント

・情報の提供・活用目的の明記が必要

・いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
・元の業務内容への復帰が可能な時期を主治医に尋ねるにあたって、仕事の負荷が分かるよう、外勤や出張があること、休憩が取りづらいことなどについて情報を記載

・通院には有給休暇の利用で対応する予定であり、計画的に取得可能であることを確認し、記載

・労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
・業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問

・体調不良時には在宅勤務の活用も視野に入れているため、チェック

・労働者本人の同意を得たことを明記

・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

職場復帰可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

事業者が確認する際のポイント

- ・勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載
- ・元の業務内容への復帰の目途について質問があったため、治療予定も踏まえ、現時点の見解を記載

- ・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載
- ・事業者から質問のあった、体調や健康管理のため必要な配慮や留意点について、具体的に記載。
- ・出張があるとのことから、4）において、外勤・出張が可能な時期の目安を記載

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・主治医意見書の措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求めるべき時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇区		

復職に関する意見	☐ 復職可 ☒ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日） 意見：術後経過は順調で人工肛門の扱いにも患者さんは慣れてきています。現在、術後の薬物療法を経口抗がん薬にて施行中で、7月17日で抗がん剤投与は終了予定です。現時点でもデスクワークに限定した復職は可能です。ご本人も希望なさっている外勤・出張業務への復帰は、薬物療法が終了し、さらに副作用の心配がなくなってから可能と考えます。おそらくは2～3か月後には可能と予想しています。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	1）薬物療法施行中は、免疫力低下の懸念から人混みを避けたい点、また抗がん剤による下痢などの人工肛門トラブルが通勤中に発生し、駅のトイレなどにて対応せねばならない可能性もあり、通勤ラッシュを避けた時差通勤が望ましいです。 2）抗がん剤の副作用による、手や足のしびれや痛みなどの症状の予防のために、頻繁に手足に予防薬（軟膏・クリーム）の塗布を行う必要がありますので、その時間を確保して下さい。 3）突然の悪寒や発熱等は抗がん剤の副作用の可能性がありますので、勤務中であっても当院医師に連絡できるようにしていただき、担当医との相談の結果では、場合によっては当院を緊急に受診していただくこともあります。 4）抗がん剤治療中は外勤・出張は避けていただき、副作用の心配がなくなってからご検討いただようご配慮ください。
その他配慮事項	3週間に一度の通院が必要です。同日施行の検査やその結果説明、人工肛門の管理のための外来も同時に受診する必要もあり、1度の通院は午前一番の受診でも午後3時頃まではかかります。 人工肛門の自己管理を行う場所（オストメイト対応トイレなど）の確保をお願いいたします。
上記の措置期間	〇〇〇〇年6月5日 ～ 〇〇〇〇年8月31日

上記内容を確認しました。
 〇〇〇〇年6月5日 （本人署名） 〇〇〇〇

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年6月5日 （主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

- ・現在想定しているデスクワークでの復職について、問題がない旨確認
- ・2～3か月後には元の業務内容へ復帰することを目標として、プラン作成を検討

- ・主治医への質問事項に対する回答を確認
- ・「業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと」のうち2）と3）は対応必須であり、1）と4）は対応方法について労働者や職場との調整により対応する内容であると判断
- ・「その他配慮事項」の記載から、通院日は1日単位での有給休暇により対応することを想定。多目的トイレ（オストメイト対応）については社内に既にあり、使用できることを確認

- ・9月以降については改めて労働者に状況を確認し、必要に応じて主治医意見書を求めることを念頭にプラン作成を検討

- ・ガイドラインで示された情報の取扱に則り情報を取り扱う

職場復帰支援プランの記載例

事業者が作成する際のポイント

作成日： 〇〇〇〇年6月10日

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇月〇日	男・女
所属	営業部	従業員番号	XXXXXX
治療・投薬等の状況、今後の予定	・主治医意見書からは術後経過良好であり、体力の回復も十分であることから、〇〇〇〇年6月17日より復職とする。 ・復職後も3週間に1回（月曜日）は外来受診し、薬物療法や経過観察を受ける予定。（有給休暇にて対応予定） ・産業医の来社日に合わせ、月1回は、本人・人事・上司で、健康状態や業務遂行状況の確認を行い、課題があれば、調整を行う。 ・薬物療法が終了し体調が落ち着き、また、職業生活での人工肛門管理にも慣れた時点で、今後の担当業務（外勤・出張を伴う営業に戻るかどうか等）やキャリアプランについて本人・人事・上司・産業医で改めて協議する。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
1～2か月目	9：30～16：00 時差出勤 短時間勤務	・薬物療法中は、身体的過負荷を軽減し、通勤ラッシュ時の風邪等の感染を避けるため、当面、時差出勤、短時間勤務とし、毎月の産業医面談で状況確認や見直しを行う。 ・副作用による一時的な体調不良の際は、在宅勤務も認める。通院日は有給休暇で対処する。 ・少なくとも薬物療法が終わるまでは、残業なしのデスクワーク（出張禁止）とする。	・3週間に1回通院 ・薬物療法は、〇〇〇〇年7月17日の投与をもって全コース終了予定
3か月目	時間外勤務禁止 （時差出勤可）	・今後の担当業務について、関係者で協議。（元の業務内容への復帰について検討）	・主治医の方針に従い通院
4か月目	通常勤務 （時差出勤可）	・1～2か月毎に産業医面談で就労状況確認。	・主治医の方針に従い通院
業務内容	デスクワーク（営業支援、部下のマネジメント）		
その他就業上の配慮事項	・職場において、人工肛門の管理や副作用対策（クリームの塗布等）のために必要な時間確保が必要。 ・不調時は、通院先と連絡を取り合い、必要があれば、迅速に受診させること。 ・総務部門は、既存の多目的トイレに不備がないか状況を確認し、そのほか・職場環境面で当該者の人工肛門の管理に不都合があれば、相談に乗ること。		
その他	・社内外の業務関係者への個人情報（大腸がん罹患や人工肛門造設等）開示に関しては、原則、本人に委ねる。 ・産業医の勤務日以外でも保健師が日常的な健康相談に対応可能。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年6月10日 (本人) 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月10日 (所属長) 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月10日 (人事部) 〇〇〇〇
〇〇〇〇年6月10日 (産業医) 〇〇〇〇

- ・主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- ・主治医意見書を踏まえ、元の業務内容への復帰は薬物療法が終了して体調が落ち着いた後、関係者で協議し検討する

- ・主治医の意見に従い、薬物療法中は通勤ラッシュを避けるため時差出勤とし、1～2か月は身体的負荷軽減のために短時間勤務も適用
- ・3か月目には薬物療法が終わることから、体調を確認しつつ元の業務内容への復帰について検討する旨、計画
- ・その後は定期的に産業医面談により問題がないかどうか確認する予定を記載

- ・主治医の意見を勘案し、人工肛門の管理や副作用の対応について記載
- ・特定の関与がある場合は、その役割について記載

- ・労働者本人との話し合いの結果、個人情報の開示に関しては労働者本人の判断に委ねることとしたため、その旨記載

- ・関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

2 乳がんと診断され、通院による治療と仕事の両立を目指すも、疲労感が強く、いったん治療に専念することとした事例

Bさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40代 女性	乳がん	手術 放射線治療	中小企業	パートタイマー (百貨店グループ会社 店頭販売職)	嘱託産業医 1名

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Bさんは、百貨店で店頭販売員（パートタイマー）として勤務する40代女性である。

週5日勤務（土曜日・水曜日が休日）であり、所定労働時間は10時～18時（休憩1時間）の7時間である。セールなどの繁忙期は残業が多く、休みがとりづらい。Bさんは経験年数が長く、人の出入りが多い職場で頼りにされる存在となっている。

本社に嘱託産業医が1名おり、月1回会社に来訪し、従業員の面談等を行っている。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Bさんが乳がん検診を受けたところ、がんが見つかった。治療については、入院して手術を行い、その後放射線治療、ホルモン療法をすることを主治医より提案された。手術のための入院期間は数日の予定であったため、Bさんは職場の上司に相談し、入院とその後の自宅療養期間については有給休暇を利用することとし、手術を受けることにした。手術は無事終わり、予定どおり退院できた。

その後の自宅療養期間中に、経過観察のため病院を受診したところ、主治医から、今後は放射線治療を行うこととするので、平日毎日の通院が必要であること、またこの治療は仕事をしながら行う人もいるとの話があった。早く仕事に戻りたいと考えていたBさんは上司に相談することとした。

相談を受けた上司としても、これから繁忙期を迎える時期であり、短時間でも仕事に戻ってきてほしいと考えていたところであったため、さらに産業医も交え、治療を受けながらどのように働くか、検討することとした。

(2) 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

手術後の自宅療養中に、Bさんと人事、上司、産業医とで今後の働き方について話し合った結果、これからは繁忙期のため休憩がとりづらいこと、毎日通院が必要であることを踏まえ、放射線治療中は短時間勤務で働くプランを検討することとした。

話し合った案で問題がないかどうかについて、当面の治療スケジュールや治療による仕事への影響、体調管理のための注意点を主治医に確認する必要があると考えられたため、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

放射線治療は平日毎日の通院が必要となることから、通院への配慮が得られるよう、所要時間も明記した。立ち仕事で身体的負荷がかかることから、休憩等の配慮が望ましい旨を記載した。また、放射線治療後はホルモン療法を実施する予定であるが、副作用の症状や強さは個人差があり、現段階では望ましい配慮について意見ができないため、状況に応じた対応を求める内容とした。

ウ 職場復帰支援プラン 【事業者において作成】

○初回のプラン作成

主治医意見書を踏まえ、再度Bさんと人事、上司、産業医とで話し合った結果、当初の予定通り、放射線治療中は午後のみの短時間勤務とし、職場では体調不良時の休憩場所を確保することとした。その後、ホルモン療法が予定されているが、体調を見ながら徐々に通常勤務に戻すことを計画した。産業医とは月1回の来社日に合わせて面談し、問題があればプランを見直すこととした。

○プランの見直し

放射線治療開始から2週間ほど経ったころ、Bさんから上司に対し、予想以上に倦怠感が強く、通勤が辛くなったため、しばらく休みたいとの申出があった。上司、人事、産業医で

相談を行い、プランを見直すこととした。具体的には申出のとおりしばらく休業することとし、B さんがいない間は人員を補てんすることとし、放射線治療終了後は店頭販売職として短時間勤務で復職することについて検討した。プランの見直しの検討にあたって、業務調整のため、治療スケジュールに変更はないか、主治医に確認する必要があったため、B さんは病院を受診した際に主治医に尋ねることとした。

主治医からは、倦怠感によくある症状であること、場合によっては放射線治療を 1 週間追加すること、放射線治療終了後に予定されているホルモン療法は通院頻度が少なくなる（3 か月に 1 回）ので、体調次第で短時間勤務での復職も可能であるだろうとの説明があった。

主治医の意見を踏まえ、B さん、人事、上司、産業医とで再度話し合い、放射線治療中の 3～4 週間は休み、放射線治療終了後、短時間勤務により復職し、体調に問題がなければ徐々に通常の勤務に戻るプランを作成することとした。また、治療が変わるタイミングや通院のタイミングにあわせて面談を行い、適時プランの見直しを行うこととした。

（３）その他留意事項

がん治療として薬物療法（抗がん剤治療）を行う場合がある。薬物療法を行う場合、副作用として、吐き気や免疫力の低下等のほかに、脱毛など、外見に関わる症状が出る場合がある。ウィッグ（医療用のかつら）をつける場合には更衣が難しい場合もあることから、服装等への配慮も重要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 復職を予定している業務について、必要となる要件（立位、対人業務等）を確認

- 放射線治療中は少なくとも 25 回の通院が必要であり、労働者に通院時間の確保の方法を確認
- 通院には年次有給休暇を使わず、短時間勤務で対応する予定であることを確認

- 記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
- 特に意見を求められている点について確認
- 立ち仕事であるなど、身体的な負荷がかかるため、短時間勤務であっても休憩等の配慮が必要であると判断
- 放射線治療後はホルモン療法を予定しているが、副作用の症状は個人差が大きいため、具体的な配慮事項に関する意見は現時点では記載できないと判断

- 労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇		
職 種	百貨店グループ会社 店頭販売職		
職務内容	〔百貨店の婦人服売り場にて接客 ☑体を使う作業（軽作業） ☑長時間立位 ☑対人業務〕		
勤務形態	常昼勤務		
勤務時間	・ 10 時 00 分 ～ 18 時 00 分（休憩 1 時間） ・ 週休 2 日（土曜日・水曜日。ただし、繁忙期には土曜日勤務あり、水曜日以外の平日に振替休暇を取得） ・ 繁忙期には残業あり（2 時間程度／日）		
通勤方法 通勤時間	電車・徒歩にて通勤、片道約 5 0 分		
休業可能期間	・ 〇〇〇〇年 3 月 31 日まで 10 日間の病気休暇の取得により休業が可能 ・ 病気休暇中は給与支給あり		
有給休暇日数	・ 有給休暇日数：残 7 日間 ・ その他、年末年始休暇 3 日、夏季休暇 5 日取得可能です。		
その他 特記事項	放射線治療中は短時間勤務（14 時～18 時）での復職を検討中です。 店頭販売職であるため、勤務時間中は立ち仕事での接客が中心であり、休憩は交代で 1 時間ずつ取る予定です（昼休憩）。 体調管理や通院時間の確保のため、以下の点について教えていただけますと幸いです。 ・ 当面の治療スケジュールならびに治療が勤務に及ぼす影響について ・ 勤務時間中は立ち仕事での接客が中心となるが仕事を続けて大丈夫か、体調管理のための注意点、配慮すべきこと ・ 上記の注意点や配慮はどの程度の期間必要か		
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給休暇 ☑傷病休暇・病気休暇 ☑時差出勤制度 ☑短時間勤務制度 ☐在宅勤務（テレワーク） ☐試し出勤制度 ☐その他（ ）		

上記内容を確認しました。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 （本人署名） 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 （会社名） 〇〇〇〇
担当：〇〇〇〇〇 連絡先：〇〇〇〇〇

事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 作業負荷を伝えるため、長時間にわたり立ち仕事であること、対人業務があることを記載

- 通院や体調不良時などのために、年次有給休暇の利用可能日数を記載

- 労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、特に主治医の意見がほしい点について明記
- 業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問

- 必要に応じて時間単位の年次有給休暇、時差出勤、短時間勤務制度の利用が可能であることを確認し、チェック

- 労働者本人の同意を得たことを明記

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

事業者が確認する際のポイント

- ・勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載

- ・放射線治療でよくみられる副作用を記載するとともに、随時休憩が取れるよう配慮を求める意見を記載
- ・ホルモン療法の予定を記載するが、具体的な副作用や必要な配慮事項は個人差があるため、状況に応じて配慮が必要である旨を記載
- ・通院への配慮が得られるよう、通院頻度や通院に要する時間を明記

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇		
復職に関する意見	☐ 復職可 ☒ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日） ・手術後の経過は良好です。 ・今後、月曜日から金曜日の週 5 日、5 週間にわたって計 25 回の放射線治療を行う予定です。治療の経過によっては、治療を 5 回程度追加する場合があります。 ・放射線療法後、経過が良ければ通院にてホルモン療法を行う予定です。 ・通院時間の確保、体調の変化への十分な配慮が必要です。		
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・放射線治療中は、人によって倦怠感が出たり、皮膚の痛み（やけどのようなピリピリ感）が出ることがあります。 ・立ち仕事をするのであれば、短時間勤務であっても疲れたときや痛みがあった時は随時休憩が取れるようにするなど、十分な配慮が必要です。 ・少なくとも放射線治療期間中は勤務時間への配慮、休憩を取りやすい環境が望まれます。 ・ホルモン療法では、人によって副作用（のぼせや気分障害等）が出ることがありますが、個人差があります。ご本人の体調に応じて適時ご配慮ください。		
その他配慮事項	・放射線治療のため、5～6 週間、平日毎日通院が必要です。通院にはトータルで 3 時間ほど要します。 ・ホルモン療法中は 3 か月に 1 回の通院が必要です。また、経過観察のため、半年に 1 回、検査を行う予定です。 ・上記の通院時間の確保をお願い致します。		
上記の措置期間	〇〇〇年〇〇月〇〇日から 6 か月		
上記内容を確認しました。 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 （本人署名） 〇〇〇〇			

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 （主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

- ・今後の治療スケジュールを確認
- ・通院への配慮や体調の変化への配慮が必要である旨確認

・主治医への質問事項に対する回答を確認

- ・短時間勤務での対応が可能である旨確認
- ・休憩を取りやすい環境整備が必要である旨確認
- ・ホルモン療法が予定されており、必要な配慮に関しては治療開始後、体調を見ながら調整する必要があることを確認

- ・通院のために必要な時間を確認
- ・ホルモン療法時は通院頻度が少なくなることや、副作用に個人差があることを念頭に、体調を見ながらプランの作成を検討

- ・ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

職場復帰支援プランの記載例（初回プランの作成）

事業者が作成する際のポイント

作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

従業員 氏名	〇〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇年〇〇月〇日	男・ <u>女</u>
所属	〇〇〇〇〇	従業員番号	〇〇〇〇〇
治療・投薬 等の状況、 今後の予定	・主治医意見書を踏まえ、〇〇〇年〇月〇日より復職とする。 ・復職後は今後２５日間（場合によっては＋５日間）、平日毎日の通院（通院にはトータルで３時間程度要する）が必要である。 ・治療に伴う体調の変化、通院時間確保のため、当面は短時間勤務とし、体調不良時の休憩場所（バックヤードや休憩場所等）を確保する。 ・放射線治療終了のタイミングで面談を行い、その後の働き方について検討する。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
〇月〇日 ～ 〇月〇日 （６週間）	１４：００ ～ １８：００	・通院、体調への配慮のため、短時間勤務とし、残業不可とする ・体調不良の際には随時休憩をとれるよう休憩場所を確保する	平日毎日通院・放射線治療 （症状：倦怠感、皮膚の痛み等）
上記期間以降	１０：００ ～ １８：００	・徐々に通常勤務に戻す予定 ・ホルモン療法開始後の詳細な働き方については関係者で協議	ホルモン療法の予定 （３か月に１回の通院予定） ほか、半年に一度の検査など
業務内容	店頭販売職として接客にあたる		
その他 就業上の 配慮事項	・当面は放射線治療により倦怠感が出やすいため、体調に応じて、バックヤードや休憩室等において適時休憩を認める。		
その他	・月１回、産業医の来社日にあわせて面談し、問題があればプランを見直す。 ・職場の同僚に限り、治療のため１か月ほど短時間勤務となること、体調不良時には休憩をとることについて説明。（本人了承済み） ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調、仕事の状況について気になる点があればすみやかに人事部まで連絡のこと。随時プランの見直しを検討する。 ・放射線治療終了のタイミングで面談を行い、その後の働き方について検討する。 ・今後予定されているホルモン療法中はのぼせ、気分障害などの症状がでる可能性があり、状況に応じて必要な配慮を検討する。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（本人）〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（所属長）〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（人事部）〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（産業医）〇〇〇〇

- ・主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- ・平日毎日の通院があること、通院に要する時間を明記し、人事、上司、産業医、に限りプランを共有

- ・放射線治療中は通院・体調への配慮のため短時間勤務とし、放射線治療終了後は体調を見ながら徐々に通常勤務に戻すプランを設定
- ・短期的な目標として、最初の６週間程度は平日毎日の通院と短時間勤務での仕事を両立すること、長期的な目標として、通常勤務に戻ることを設定

- ・放射線治療中は倦怠感が出やすいとの主治医意見書を踏まえ、休憩場所の確保を明記

- ・産業医とは月１回の来社日に合わせて面談を行い、適時プランを見直す旨を記載
- ・放射線治療終了時に再度面談を行い、その後の働き方について検討する計画を明記

- ・関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

職場復帰支援プランの記載例（プランの見直し）

事業者が作成する際のポイント

作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

従業員氏名	〇〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	男・(女)
所属	〇〇〇〇〇	従業員番号	〇〇〇〇〇
治療・投薬等の状況、今後の予定	・本人の申出、体調を踏まえ、放射線治療中は休業して治療・療養に専念する。 ・治療経過・体調に問題がない場合、別途面談を行い、復職に向けて協議する。 (現時点では放射線治療終了後、復職予定)		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
〇月〇日 ～ 〇月〇日 (4週間)	休業	・休業により治療・療養に専念 ・放射線治療の経過が良好であれば復職に向けた面談の日程調整を行い、今後の働き方について協議予定	平日毎日通院・放射線治療 (症状:倦怠感、皮膚の痛み等)
上記期間以降	14:00 ～ 18:00 (予定)	・短時間勤務で復職予定	ホルモン療法の予定 (3か月に1回の通院予定) 半年に一度、検査通院あり
業務内容	復職後は店頭販売職として接客にあたる(予定)		
その他就業上の配慮事項	復職後は体調に応じて、バックヤードや休憩室等において適時休憩を認める。		
その他	・休業中は本人の希望により、総務担当が窓口となり、メール、電話にて体調確認などを行うとともに、復職に向けた面談の日程調整を行う。(予定:〇月第〇週頃) ・月1回、産業医の来社日にあわせて面談し、問題があればプランを見直す。 ・今後予定されているホルモン療法中のはげせ、気分障害などの症状がでる可能性があり、状況に応じて必要な配慮を検討する。		

- ・労働者の申出を受け、休業する旨明記
- ・復職を検討するタイミング、面談の実施予定を明記

- ・休業中は治療・療養に専念する旨明記
- ・主治医意見書を踏まえ、放射線治療終了後は体調を見て面談を行い、具体的な働き方を検討することを明記(現時点の案として、短時間勤務で復職することを記載)

- ・休業中の連絡は労働者と取り決めた方法により行う旨を明記
- ・面談の実施時期を記載
- ・今後予定されるホルモン療法に関して現時点では具体的な記載はできないため、状況に応じて配慮を検討する方針を記載

- ・関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	(本人)	〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	(所属長)	〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	(人事部)	〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	(産業医)	〇〇〇〇

3 胃がんと診断され、一時的な短時間勤務や作業転換を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40代 男性	胃がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員 (食品製造業 生産工程職)	なし

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Cさんは、食品製造業の工場でパンの製造スタッフ（正社員）として勤務する40代男性である。パンの製造スタッフは総勢35名であるが、Cさんは12名（うち正社員4名）からなる菓子パンチームに配属されている。

平日5日間と土曜日（隔週）が出勤日であり、平日は20時～4時（休憩1時間）の常夜勤、土曜日は半日勤務（5時間）である。パン製造ラインで材料を機械で練る、蒸す作業に従事しており、原則立ち仕事である。また、上司であるチームリーダーの右腕として、アルバイトの指導や取りまとめも行うほか、新商品の企画も行っており、ヒット商品も生み出している。

職場は労働者数が50人未満の小規模事業場であり、産業医はいない。なお、衛生管理上、職場には食べ物・飲み物の持ち込みはできず、休憩室でのみ飲食可能である。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Cさんが胃がん検診を受けたところ、がんが見つかった。Cさんは職場の上司に相談し、しばらく休職して手術を受け、無事退院した。退院後は自宅療養を行い月2回、病院に通院し、飲み薬による薬物療法（抗がん剤治療）を受けている。

手術で胃の一部を切除したため、食事は小分けにとる必要がある。当初は体重減少が著しく体力の低下が目立ったが、新しい食事の取り方にも慣れ、体力は回復傾向にある。

Cさんが主治医にそろそろ復職したいと相談したところ、主治医からは復職の検討を始めてもよいこと、病院の医療ソーシャルワーカーが仕事に関する相談にも対応していることについて話が合った。そこでCさんは医療ソーシャルワーカーに相談し、会社にどのように話をすればよいか助言を得た上で、総務担当に復職について相談することとした。

Cさんから相談を受けた総務担当は、どのように復職の検討を進めるとよいか分からなかったため、Cさんを通じて医療ソーシャルワーカーに相談した。その結果、まずはCさんと面談し、最低限どのような仕事ができるかとよいか、どこまでであれば職場として業務内容の調整ができるかを確認した上で、健康管理上気をつけるべき点があれば主治医に相談することとした。

(2) 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

Cさんと総務担当とで復職後の働き方について話し合った結果、パンの製造スタッフとして勤務することが最終目標であることは合意できたものの、すぐに元のように仕事をするとは難しいと考えられた。Cさんの同意のもと、上司も交えて話し合ったところ、現場の人員体制等も考慮し、2 か月程度であれば開発部門での業務も可能と判断されたため、当面は新商品の企画等の座り作業中心の仕事とし、徐々に元の業務内容に戻すプランを検討することとした。

Cさんから食事に関する話を聞いた総務担当は、パンの製造スタッフとして勤務する場合、食事や休憩が取りづらいことも気になっていた。そこで、検討したプラン案で問題がないかどうか、健康や安全の確保のために必要な配慮について、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

パンの製造スタッフに戻った場合には、食事や休憩が取りづらいことが懸念されたため、食事や休憩を適時とることができるよう配慮を求めるとともに、その必要性についても説明を加えた。

ウ 職場復帰支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと総務担当とで話し合った結果、当初の予定通り、最初の2 か月は座り作業中心の業務とし、主治医の意見にもあるように、徐々に元の業務に戻すプランを作成した。主治医意見書では食事や間食の必要性が指摘されていたため、上司も交えて食事や間食のタイミングを検討し、プランに食事・間食の時間を明記することとした。

現場の人員体制等の関係もあることから、3 か月目の時点で元の業務に戻ることが難しい場合には、再度休職を検討することも、C さん、総務担当の間で確認した。

（３）その他留意事項

胃の切除に伴い、急な血糖低下などによる意識消失が生じる場合がある（ダンピング症候群）ため、食事や間食の頻度に関する配慮が必要となる。また、下痢や胸やけなどの消化器症状のほか、貧血などの症状が出る場合があり、作業環境や業務内容の調整が必要となる点に留意が必要である。

勤務情報を主治医に提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

医療機関が確認する際のポイント

- ・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- ・特に、食事や休憩のとりやすさについて労働者に確認

- ・通院スケジュールを勘案して、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認

- ・記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
- ・特に意見を求められている点について確認
- ・体重減少に伴う体力低下があるが、提示されたプランの方向性は問題がないと判断
- ・ただし、パンの製造ラインに戻った場合、食事や休憩のとりづらさが懸念されるため、食事や休憩の確保の必要性について情報提供が必要と判断

- ・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
- ・記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇町		
職 種	パンの製造スタッフ		
職務内容	(作業場所・作業内容) パン製造工場で勤務しています。小麦粉を攪拌し練り上げる機械に投入する作業が主たる作業です。高温の室内での作業であり、ある程度体力を必要とします。商品企画やアルバイトを取りまとめる中心的役割も担っています。衛生管理上、飲食物の持ち込みはできず、規程の休憩時間に休憩室でのみ飲食可能です。 (☒ 体をを使う作業（重作業） ☒ 長時間立位 ☒ 暑熱場所での作業)		
勤務形態	☐ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☒ その他（ 常夜勤 ）		
勤務時間	20 時 00 分 ～ 4 時 00 分（休憩 1 時間） ※隔週で土曜日出勤（半日勤務）あり ※時間外勤務が月に 20 時間程度		
通勤方法 通勤時間	自動車通勤、片道 30 分		
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで（1 2 0 日間） ※休業期間中は傷病手当金支給		
有給休暇日数	残 1 2 日間 ※ある程度柔軟に取得可能です		
その他 特記事項	所属部署は正職員が 4 名しかおりませんので早く戻ってきてもらいたい反面、ももとの仕事をしていたかなければ復職は難しいと思っています。商品企画力があるので復職 2 か月程度は比較的座り作業の多い開発部門での業務も可能です。そのため、最初 2 か月は座り作業中心で、その後は本来の製造スタッフとしての仕事に戻ってもらうことを予定しております。 上記復職プランで問題ないかどうかご意見ください。復職する際の働き方や職場において必要な配慮、今後の通院予定についてもご教示ください。		
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☐ 傷病休暇・病気休暇 ☐ 時差出勤制度 ☒ 短時間勤務制度 ☐ 在宅勤務（テレワーク） ☐ 試し出勤制度 ☒ その他（短時間勤務は育児短時間と同様に時間単位の欠勤となります。）		

上記内容を確認しました。	
〇〇〇〇年 5 月 2 2 日	(本人署名) 〇〇〇〇
〇〇〇〇年 5 月 2 2 日 株式会社 〇〇〇〇 担当：〇〇〇〇〇 連絡先：〇〇〇〇〇	

事業者が作成する際のポイント

- ・情報の提供・活用目的の明記が必要

- ・いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- ・元の業務内容への復職プランが問題ないかどうかを主治医に尋ねるにあたって、仕事の負荷や食事や休憩が取りづらいことなどについて情報を記載

- ・通院や体調不良時などのために、ある程度柔軟に有給休暇が取得可能であることを確認し、記載

- ・労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、特に主治医の意見がほしい点について明記

- ・必要に応じて短時間勤務は可能であることを確認し、チェック

- ・労働者本人の同意を得たことを明記

- ・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

事業者が確認する際のポイント

- ・勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載
- ・パンの製造スタッフは身体的な負荷が大きいですが、現状ではそこまで体力が戻っていない可能性があることから、徐々に業務量を増やすことを推奨

- ・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載
- ・食事を小分けに摂ることができない場合、健康や安全が脅かされる可能性があることから、食事に関する配慮の必要性とその理由について記載
- ・体力の回復状況を勘案し、適時休憩が取れる配慮が望ましい旨を記載

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇町		

復職に関する意見	☐ 復職可 ☒ 条件付き可 ☐ 現時点で不可（休業：～ 年 月 日）		
	意見：術後の経過は良好です。現在内服での抗がん剤治療を行っています。手術により胃を一部切除しており、食事への配慮が必要です。治療当初は慣れていないために体重が 8kg 減りましたが、今は横ばいです。現在は 1 時間連続の散歩ができるようになり、体力も回復してきています。本人は復職してできるだけ早く元の仕事に戻りたいといっています。暑熱作業や体を大きく使う作業はいきなり就かず、徐々に増やして体調に問題がないようにしてもらえると働きやすいと考えられます。予定の座り作業中心での復職は可能と考えられますので、本人の体調や体力を確認しながら業務の漸増をしてください。		
	業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）		
	その他配慮事項		
上記の措置期間	〇〇〇〇年 6 月 5 日 ～ 〇〇〇〇年 8 月 3 1 日		

上記内容を確認しました。	
〇〇〇〇年 6 月 5 日	（本人署名） 〇〇〇〇

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年 6 月 5 日 （主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

- ・現在想定している座り作業中心での復職について、問題がない旨確認
- ・3 か月目にはパンの製造スタッフへ復帰することを長期的な目標として、プラン作成を検討

- ・主治医への質問事項に対する回答を確認
- ・「業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと」のうち 1 点目は対応必須であると判断し、調整を検討。2 点目も出来る限り対応する方向性で検討
- ・「その他配慮事項」の記載から、通院日は有給休暇で対応することを検討。

- ・措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- ・ガイドラインで示された情報の取扱に則り情報を取り扱う

職場復帰支援プランの記載例

事業者が作成する際のポイント

作成日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇月〇日	男・女
所属	製造スタッフ	従業員番号	
治療・投薬等の状況、今後の予定	- 手術後の経過は良好、現在内服の抗がん剤治療中であり、今後も2か月は2週間に1回通院が必要である予定。その後は3か月に1回通院予定。 - 主治医の意見を踏まえ、〇〇〇〇年〇月〇日より開発部門にて復職とする。 - 業務は体調を見ながら漸増し、3か月目には元のパンの製造スタッフに戻ることを目標とする。3か月目の時点で製造スタッフへの復帰が困難である場合には休職も含めて働き方を検討。 - その他： *日に3回の食事と3回の間食が必要。守らないと急に意識を失う可能性がある。（食事のタイミングが確保出来たら症状は出ない） *体重が8kg減少も現在は横ばい。 *1時間連続の散歩は可能。		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
1か月目	9：00 ～ 16：00 (1時間休憩)	- 日勤の開発業務 - 短時間勤務 - 通院は有給休暇を利用 - 残業、深夜勤務禁止	月2回通院 食事12時 間食10時、15時 （症状：疲れやすさ）
2か月目	14：00 ～ 22：00 (1時間休憩)	19時までは開発業務 19時からはパン製造の現場作業（当初は必ず上司と現場入室） - 通院は有給休暇を利用 - 残業、深夜勤務禁止	月2回通院 食事18時 間食15時、21時 （症状：疲れやすさ）
3か月目以降	20：00 ～ 4：00 (1時間休憩)	- 通常の夜勤帯に復帰 - 体調を見ながら業務量を漸増 - 残業1日当たり1時間まで可 - 残業は当初は禁止、体調を見ながら	3か月に1回通院 食事0時 間食21時、2時 （症状：疲れやすさ）
業務内容	・当初は開発業務に配属し徐々に本来業務に変更する予定		
その他就業上の配慮事項	・体調を見ながら業務を増やしていくが、最終的には本来業務をすることが復職の条件であることを本人と合意した。		
その他	- 職場復帰後は、2週間ごとに本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。 - 体調の変化に留意し、体調不良の訴えは総務担当に伝達のこと。適時休憩や早退等対処のこと。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年6月12日 （本人） 〇〇〇〇
 〇〇〇〇年6月12日 （所属長） 〇〇〇〇
 〇〇〇〇年6月12日 （総務担当） 〇〇〇〇

- ・主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- ・食事や間食の時間の確保の必要性に関して、職場の理解が必要であるため、上司、同僚と共有

- ・座り作業中心の業務から、体調を見ながら徐々にパンの製造スタッフに戻るプランを設定
- ・食事・間食の時間の確保や疲れやすさといった体力面への配慮事項について明記

- ・労働者本人と合意した、最終的な目標を明記・共有

- ・プランの状況や見直しのタイミングについて労働者と話し合い、面談の実施時期を記載

- ・関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

4 肺がんと診断され、業務体制を調整しながら通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Dさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40代 男性	肺がん	放射線治療 薬物療法	大企業	正社員 (建設会社事業部 課長)	専属産業医 1名

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Dさんは、現在は大手の建設会社本社に勤める40代男性であり、海外プラント建設の事業計画・施工管理のとりまとめを行う部署に所属している（正社員、課長）。

週5日勤務であり、所定労働時間は8時～17時（休憩1時間）の8時間である。Dさんは課長として部下のマネジメントを行う傍ら、いくつかのプロジェクトの責任者も務めている。国内や海外への出張も多く、長いときは1か月ほど海外に滞在することもある。残業は通常月20時間程度であるが、繁忙時には月60時間を超えることもある。

本社に専属産業医が1名おり、日頃の健康管理や面談を行っている。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Dさんが肺がん検診を受けたところ、進行がん（肋骨転移あり）が見つかった。主治医からは、今後の治療計画として、放射線治療（数回の通院）のあと、抗がん剤治療（初回は10日前後入院。その後通院しながら治療）を行うことが提案された。

Dさんは、1年後に立ち上げ予定の海外プラント建設の大型プロジェクトの管理を任されており、仕事が継続できるかが気がかりであった。そこで主治医に仕事への影響について尋ねたところ、主治医からは、提案された治療法は多くの方が仕事を辞めず通院で治療を受けていること、治療がうまくいけば1年後も引き続き仕事ができる可能性があることについて説明があった。Dさんは仕事を続けたいと思う一方、プロジェクトの管理を担う立場を継続すべきかどうか分からなかったため、所属部長に相談することとした。

相談を受けた部長は、Dさんは信頼の厚い社員であり、担当しているプロジェクトも重要なタイミングであることから、治療に支障がなければ担当を継続してほしいと考えているものの、長期的な視点から、業務調整や引き継ぎの可否も検討する必要があるかもしれないと考えた。そこで、Dさん、部長、人事部、産業医とで話し合った結果、現在の仕事を続けな

がら治療を受けられるよう業務調整も視野に入れ、両立支援に必要な情報を収集することとした。

（２）様式例の記載例

ア 勤務情報提供書 【労働者・事業者において作成】

Dさんと部長、人事部、産業医とで今後の働き方について話し合った結果、放射線治療は有給休暇を利用して受けることとし、その後の抗がん剤治療に備え、入院や通院の時間の確保と仕事の両立が可能かどうかを検討することとした。

検討にあたって、治療の状況や体調に応じた業務遂行上の留意事項、治療はどの程度続くのか等について確認する必要があると考え、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Dさんに通勤や仕事の内容、就労を継続する上で悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

入院や通院への配慮が得られるよう、通院等のスケジュールや治療に要する時間も可能な限り具体的に記載した。また、仕事の状況に応じて、ある程度通院日の調整が可能であることも明記した。

ウ 両立支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Dさんと部長、人事部、産業医とで話し合った結果、抗がん剤治療に関しては、初回の治療が入院を伴うことから、治療経過や体調をみるため、しばらく休職して治療を受けることとした。入院までしばらく時間があるため、本人の同意のもと、プロジェクトメンバーに事情を話し、引き継ぎ等を行うこととした。治療が進み、安定して仕事ができる見通しが得られた段階で、一時的な在宅勤務制度の活用も視野に入れながら復職を検討することとした。なお、独力で安全に通勤ができること、所定労働時間の業務ができる限りにおいては治療と仕事の両立を行うこととし、治療経過や体調によっては、海外の大型プロジェクトの責任者から外れ、社内での国内プロジェクト管理業務に変更する可能性がある点も、Dさん本人との話合いで確認した。

(3) その他留意事項

治療と仕事の両立支援にあたっては、あらかじめ、職務上最低限必要となる要件（独力で安全に通勤できる等）を労働者本人とともに確認しておくことが望ましい。病状の進行が見込まれる場合であっても、適時両立支援プランを見直しながら支援することが望ましい。

治療と仕事の両立が困難であると考えられる場合には、主治医や産業医等の意見を求め、就業継続の可否について慎重に判断するとともに、労働者との十分な話し合いを通じて、本人の了解が得られるよう努めることが重要である。

勤務情報を主治医に提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

医療機関が確認する際のポイント

- ・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事しているのかを確認
- ・残業の程度や海外出張の有無・頻度等について確認

- ・休業可能期間や有給休暇の残り日数で、通院に対応可能か確認
- ・休みは取りやすいかどうかを確認
- ・必要に応じて通院の時間や曜日の調整を検討

- ・記載されている働き方について、問題がないか確認
- ・特に意見を求められている点について確認
- ・出張を避けるなど、仕事内容の調整が可能との記載があることから、調整可能な範囲内で就業の継続が可能かどうか、労働者とも話し合って検討

- ・労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
- ・記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇〇〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市		
職 種	プラント事業部 課長		
職務内容	プラント建設に係る事業計画・施工管理のとりまとめを行う部署であり、いくつかのプロジェクトの責任者です。資料作成などのデスクワークの他、社内外での顧客や協力会社との打合せ、国内・海外出張も多くあります。課長職として、部下のマネジメントも行っています。 (☒ 対人業務 ☒ 遠隔地出張(国内) ☒ 海外出張)		
勤務形態	☒ 常昼勤務 ☐ 二交替勤務 ☐ 三交替勤務 ☐ その他()		
勤務時間	8時～17時(休憩1時間。週5日勤務。) ※残業は恒常的に月20時間程度ですが、プロジェクトに問題や遅れが生じた場合は、月60時間を超える場合もあります。海外とのやりとりがあるため、業務が早朝や深夜に及ぶことがあります。		
通勤方法 通勤時間	徒歩・公共交通機関(着座不可能)にて通勤、片道45分		
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日まで ※給与支給なし。ただし傷病手当金の支給あり。		
有給休暇日数	残 15日間(半日単位で取得可能) ※業務調整によりある程度計画的に休暇は取得可能		
その他 特記事項	現在、1年後に立ち上げる海外プラント建設の大型プロジェクトの責任者として重要な立場を担っています。プロジェクトが始まると海外出張が頻繁になり、場合によっては1か月程度の長期海外出張もあります。ただ、本人の治療の状況や体調によっては、国内・海外出張を避け、社内中心でプロジェクト管理のサポートを行なってもらうような業務変更も可能ですが、就業の継続は可能でしょうか。また、必要な配慮や業務調整を行うにあたり、今後の治療の予定をお教えてください。あわせて、健康管理のために注意すべき症状、配慮すべき点があればご教示ください。		
利用可能な 制度	☐ 時間単位の年次有給休暇 ☒ 傷病休暇・病気休暇 ☒ 時差出勤制度 ☐ 短時間勤務制度 ☒ 在宅勤務(テレワーク) ☐ 試し出勤制度 ☐ その他()		

上記内容を確認しました。

〇〇〇〇年〇月〇日 (本人署名) 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日 株式会社 〇〇〇〇

担当: 〇〇〇〇〇 連絡先: 〇〇〇〇〇

事業者が作成する際のポイント

- ・情報の提供・活用目的の明記が必要

- ・作業負荷を伝えるため、具体的な仕事内容や残業の程度、海外出張があること等を記載

- ・通院や体調不良時などのために、年次有給休暇の利用可能日数を記載

- ・労働者本人と話し合い、現時点で想定している働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、特に主治医の意見がほしい点について明記
- ・業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問

- ・必要に応じて傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、在宅勤務の利用が可能であることを確認し、チェック

- ・労働者本人の同意を得たことを明記

- ・主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

医療機関が作成する際のポイント

- ・事業者にとっては、専門的かつ詳細な医学情報よりも、疾病や治療に伴う副作用が業務にどのような影響を及ぼすのか、いつまでその影響が続くのかといった見通しに関する情報が重要なため、現在の症状や治療の予定を記載
- ・現時点で想定される、一般的な副作用を記載
- ・通院等への配慮や業務調整の参考となるよう、治療のスケジュールや所要時間を可能な限り具体的に記載

- ・勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載
- ・勤務情報提供書において業務内容の調整は可能との記載があったため、副作用等が落ち着いていればデスクワークの継続は可能であることを明記

- ・仕事の状況に応じてある程度通院日の調整が可能である旨を記載

- ・措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- ・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	〇〇〇〇	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
住所	〇〇〇〇		

病名	肺がん、肋骨転移
現在の症状	肺がん、肋骨転移を伴っています。現時点では肋骨部の痛み、咳と倦怠感を主な症状として訴えられています。肋骨の痛みは内服の痛み止めと放射線治療によりコントロールする予定です。抗がん剤治療中は、病気の症状に加え、食欲不振、吐き気、嘔吐、発熱等の症状が発症する方もいらっしゃいます。
治療の予定	・肋骨転移治療：通院で放射線治療を行います。現時点で通院回数は未定ですが、最低1回、多くて5回（連続5日間）、通院していただきます。 ・抗がん剤治療：点滴による治療を行います。初回の治療は10日前後の入院で実施する予定です。その後は通院で、点滴時間が1回4時間程度の抗がん剤を3週間おきに3回繰り返します。その後も、点滴時間が1時間以内の抗がん剤を3週間おきに、効果がある限り継続します。通院での抗がん剤治療期間中も、一定の配慮があれば仕事との両立は可能です。
退院後／治療中の就業継続の可否	☐ 可（職務の健康への悪影響は見込まれない） ☒ 条件付きで可（就業上の措置があれば可能） ☐ 現時点で不可（療養の継続が望ましい）
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	抗がん剤投与のための通院時間の確保ができ、副作用を含め症状が落ち着いていればデスクワークは継続できます。本人の体調に問題なければ通勤、国内出張は可能です。
その他配慮事項	ご本人、ご家族ともになん治療と仕事の両立に前向きです。仕事の状況に応じて通院日を調整することはある程度可能ですので、治療に関して質問や相談があれば、随時ご本人を通じてご連絡・ご相談ください。
上記の措置期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

上記内容を確認しました。
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（本人署名） 〇〇〇〇

上記のとおり、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（主治医署名） 〇〇〇〇

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- ・記載内容から、今後の治療スケジュールを確認
- ・抗がん剤治療中は定期的な通院が必要であることを確認

- ・復職の際は、通院時間の確保ができるか、通院のための有給休暇等が足りるかどうか、確認が必要と判断

- ・主治医への質問事項に対する回答を確認
- ・体調が落ち着いていればデスクワーク中心の仕事を続けられることを確認
- ・初回の抗がん剤治療は入院を要すること、体調が落ち着いていればデスクワーク中心の仕事を続けられることから、体調等の様子を見るため、しばらくは休職する方向性で検討

- ・ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

両立支援プランの記載例

事業者が作成する際のポイント

作成日： 〇〇〇〇年〇月〇日

従業員氏名	〇〇〇〇	生年月日	性別
		〇〇〇〇年〇月〇日	男・女
所属	プラント事業部 課長	従業員番号	XXXXXX
治療・投薬等の状況、今後の予定	・ 今後の治療予定は放射線治療（通院：1回～5回）、その後入院（点滴1回目：入院期間10日前後）、退院後は通院による点滴治療（3週間に一度通院）が続く予定 ・ 点滴治療開始後体調が落ち着くまで病気休業とし、退院後本人の体調や治療の状況を確認 ・ 安定して就労が可能と判断されれば復職を検討		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
〇月第〇週頃まで	通常勤務	・ 放射線治療のため通院が必要な際は半日又は1日の有給休暇で対処 ・ 体調不良の際は、在宅勤務も認める ・ 休業まで必要な業務の引継ぎを行う ・ 海外出張は禁止	放射線治療（通院1～5回）
上記の後2週間程度	病気休業	・ 入院にて点滴治療	入院にて点滴治療（約10日前後）
上記以降	未定	・ 退院後、本人と産業医・部長・人事で面接を行い、本人の体調等を確認し、その後の支援プランを検討	3週間に一度の通院による点滴治療
業務内容	プラント建設事業の事業計画・施工管理（社内でのプロジェクト管理業務）（予定）		
その他就業上の配慮事項	・ 職場での体調不良時は、通院先と連絡を取り合い、必要があれば、迅速に受診させること。		
その他	・ 所属部署は通院時間確保、適切な業務調整等の支援を行ってください。 ・ 人事部は休業に伴う各種手続きに関して本人の支援を行ってください。 ・ 社内外の業務関係者への情報の開示に関しては、特別な事情が発生しない限り本人に委ねます。 ・ 部長は本人の訴えや体調等で気になることがあれば速やかに人事部まで連絡してください。 ・ 本人は、退院後に特別な事情がない限り速やかに部長宛に体調等の状況と出勤可能な日程について連絡してください。 ・ 退院後、出勤可能になった時点で面談を行い、復職可否の判断と、復職が可能な場合、働き方等を協議します。		

上記内容について確認しました。

〇〇〇〇年〇月〇日

(本人)

〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日

(所属長)

〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日

(人事部)

〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日

(産業医)

〇〇〇〇

- ・ 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- ・ 今後治療が継続することから、判明している治療予定を明記し、部長、人事部、産業医において共有

- ・ 点滴治療が始まるまでは、放射線治療のための通院の配慮や、病気休業に備えての引継ぎを予定し、通院時間確保のため出張を禁止
- ・ 入院による点滴治療終了後、副作用等の症状が落ち着いていればデスクワークでの就業継続が可能との主治医意見書を踏まえ、体調等に問題がないかどうか様子を見るため、退院後に面談を行い、復職可否を検討することを予定

- ・ 休職のため必要な支援を行うことも明記
- ・ 休職中の連絡について明記
- ・ 現時点で想定している復職面談の時期について明記

- ・ 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事業場における治療と職業生活の両立支援のための
ガイドライン 参考資料

難病に関する留意事項

難病に関する留意事項

以下は、いわゆる難病と呼ばれる各種疾病に罹患した労働者に対して治療と仕事の両立支援を行うにあたって、ガイドラインの内容に加えて、特に留意すべき事項をまとめたものである。

1. 難病に関する基礎情報

(1) 難病の定義と患者数等

いわゆる「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなる疾病を指す。

難病と呼ばれる疾病の一部は医療費助成の対象となっており、その疾病の数は 300 以上にのぼり、日常生活への影響が大きいものから小さいものまで様々である¹。

国から医療費の助成を受けている患者は平成 28 年度末時点には全国で約 98 万人、そのうち 63% (63 万人) が就労世代 (20~69 歳) である² (図 1)。また、医療費助成の対象でない患者を含めると、より多くの難病患者が存在する。就労世代では潰瘍性大腸炎や全身性エリテマトーデスといった疾病が多いが、その他にも様々な疾病があり、発症年齢も多様である。

治療技術の進歩に伴い、難病を抱えていても、症状をコントロールしながら就労することが可能な場合があり、難病患者の 56% が就労しているとの報告もある³。

なお、難病患者の就労に当たっては、事業主は労働者が難病に罹患していることを把握した場合は、障害者雇用促進法⁴に基づき、労働者に対し職場において支障となっている事情がないか確認を行い、その事情の有無に応じて、本人の希望や難病の症状の特性等を踏まえた合理的な配慮を講ずることとされている。

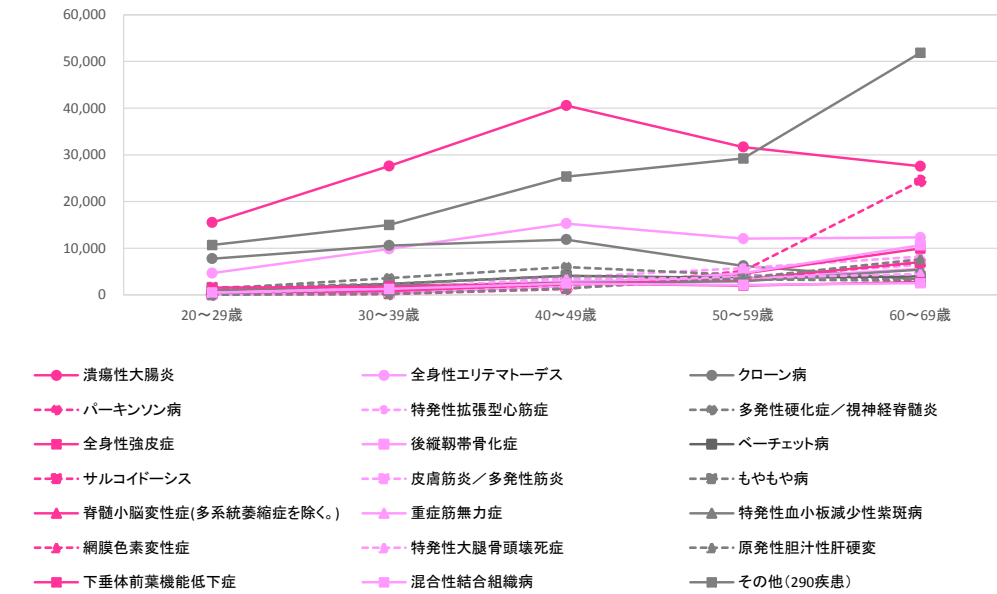
¹ 「難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年 5 月 30 日法律第 50 号)」第 5 条に規定される医療費助成の対象となるのが「指定難病」である。「指定難病」とは、難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

² 厚生労働省「平成 28 年度衛生行政報告例」における特定医療費受給者証所持者数 (平成 28 年度末時点)。

³ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター「難病のある人の雇用管理の課題と雇用支援のあり方に関する研究」(平成 23 年 4 月)

⁴ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)。難病のため長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者は、障害者雇用促進法上の障害者に含まれるため、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務の対象となっている。合理的配慮の提供を行うに当たっての基本的な考え方等については、「合理的配慮指針」(平成 27 年厚生労働省告示第 117 条)に規定されている。

<図1 年齢階級別 難病患者数>



<就労世代に多い主な難病>

主な疾患	概要
潰瘍性大腸炎、 クローン病	- 潰瘍性大腸炎は大腸の粘膜に、クローン病は口から肛門まで全消化管に、慢性的な炎症や潰瘍を生じる、原因不明の病気。 - 主な症状に消化器機能の症状（腹痛や下痢、血便等）等がある。 - 薬物治療等の継続により普段通りの生活が続けることができるが、一時的に症状が悪化する場合があり、特にクローン病では入院を必要とする場合もある。一般に病気を理由に仕事を制限することはないが、過労や過度のストレスで増悪することもあるため、疲れを残さないよう注意が必要である。
全身性エリテマトーデス	- 免疫機能に異常が生じ、自分自身を誤って攻撃してしまい、全身に様々な症状が出る病気。 - 主な症状に疲れやすさ、発熱、関節痛等がある。 - 薬物治療の継続が必要で、日によって体調が変わりやすいという特徴があり、精神的、身体的なストレスを避けることが重要である。
パーキンソン病	- 運動機能に関する症状が出る病気。 - 主な症状にふるえが続いたり、動作が遅くなったり、姿勢保持が難しくなる、といった症状がある。 - 運動、睡眠、食事、薬が基本である。健康維持のために適度な運動が必須であり、過度な安静や仕事の制限は健康や体調維持の妨げとなる。

※参考：難病のある人の雇用管理マニュアル（<http://www.nivr.jeed.or.jp/download/kyouzai/kyouzai56.pdf>）、難病に罹患した従業員の就労支援ハンドブック（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）（H26-政策-若手-013）「職域における中途障害者の実態調査とそれに基づく関係者間の望ましい連携のあり方に関する研究」）、難病情報センターから作成

（２）難病における症状

多くの難病に共通する主な症状として「全身的な体調の崩れやすさ」があり、全身的な疲労や倦怠感、痛み、発熱、集中力の低下等、最初は外見からは分かりにくい症状として表れる。これらの症状は、休憩や休暇による疲労回復、早期の通院・治療の必要性の目安となる。

その他、難病には、疾病に応じて様々な症状があり、症状の経過や疾病の進行に伴って、障害が残る場合もある。また、治療に伴い、顔がむくむ、免疫力が低下する、全身倦怠感が生じるなどの副作用が現れることがある。

定期的な検査や治療の継続、日々の体調管理により、ほぼ症状のない状態を維持できる場合も多いが、それでも日によって症状や体調に変動が生じる場合や、常になんらかの症状が出ている場合もある。

ただし、症状や障害がある場合であっても、作業環境や作業内容を変えることで就業の継続が可能であることが多い。

なお、症状の有無や程度は、疾病や治療の状況、個人により差がある点に留意が必要である。

＜多様な症状や障害＞

共通してみられやすい症状（例）	個別の疾病によってみられる症状や障害（例）
● 全身的な体調の崩れやすさ －気力・体力の低下、疲れやすさ、発熱等 ● 労作時の動悸・息切れ、筋力低下等	● 肢体不自由、麻痺、運動失調（動作がぎこちなくなること） ● 下痢、下血、腹痛 ● 免疫力の低下 ● 皮膚の潰瘍・水疱 ● 視覚障害、弱視、視野欠損、色覚異常 ● 動作や姿勢の制限（首が回りにくい等） ● 日光過敏（日光による肌荒れ、発疹、かゆみ等） ● 体温調整の難しさ ● 複視（物が二重に見えること） ● 口の渇き・ドライアイ

※ 参考：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター「難病の症状の程度に応じた就労困難性の実態及び就労支援のあり方に関する研究」（平成 27 年 4 月）から作成

(3) 難病における治療

難病に対しては、根治につながるような治療方法が確立されていないため、症状を抑えたり、進行を緩やかにするための治療が行われる。症状が安定している時期でも、症状悪化の予防のため、服薬や自己注射等の日々の自己管理が必要である。また、疲労や体調に応じて早めに休憩や休暇をとる、睡眠や食事、服薬等の体調管理を行う、必要に応じて、早めに医療機関を受診したりすることも重要である。

さらに、月1回程度～数か月に1回程度は、経過観察のために検査を受けたり、治療等を行ったりするために、定期的な通院が必要である。体調悪化時の治療や、新たな治療法のために、一時的に入院して集中的に治療を行う場合もある。

2. 両立支援に当たっての留意事項

(1) 難病の治療の特徴を踏まえた対応

ア. 治療への配慮

- 症状や体調が安定していても定期的な通院等は必要であり、治療や経過観察の中断は症状の悪化、病気の急激な進行につながる可能性がある。また、一時的に入院して集中的に治療を行う場合もある。
- そのため、事業者は、労働者から通院や入院に関する申出があった場合には、柔軟に対応することが望ましい。

イ. 症状や障害の特性に応じた配慮

- 難病では多くの場合、体調が崩れやすいという問題があるため、仕事による疲労が蓄積しないように休息をとりやすくする等、体調を維持しやすくするような配慮を行うことが特に望ましい。
- また、疲労等の症状は外見からは分かりにくく、日によって体調が変動することもある。そのため、事業者は労働者と定期的に面談するなど、労働者から症状・体調の悪化について適時申出しやすい環境を整えることが望ましい。また、労働者から体調への配慮の申出があった場合は、休憩を確保する等、柔軟に対応することが望ましい。
- 症状や障害は様々であるが、作業環境や作業内容を変えることで就業の継続が可能であることが多い。症状や障害に応じた配慮としては、例えば以下のようなものが考えられるが、必要な配慮は仕事内容や治療の状況、労働者によって異なるため、個別に確認が必要である。労働者本人とよく話し合い、必要に応じて主治医や産業医等の意見を勘案しながら対応を検討することが望ましい。

＜症状や障害に応じた配慮の例＞

症状や障害	配慮の例
関節や筋肉の痛みがある場合	勤務時間中の移動距離が短くなるように配慮する
下痢、腹痛などが強い場合	突然の腹痛等に対応できるようにトイレに行きやすいように配慮する
日光過敏(日光による肌荒れ、発疹、かゆみ等)がある場合	直射日光の当たりにくい場所に席を変更する
視覚障害がある場合	拡大鏡や音声ソフト等の支援機器を活用する
体温調整が難しい場合	寒さに弱い方に対して体温調整のしやすい服装を認める、室温を調整する
肢体不自由がある場合	広い作業スペースを確保する、整理整頓を行い転倒の原因となる物を床に置かない

- 視覚障害、肢体不自由、人工肛門等の身体障害がある場合や、人工透析や酸素療法等を行っている場合は、障害者雇用支援の制度・サービスを活用して、支援機器の導入や設備改善を行うことも考えられる。

ウ. その他

- 進行性の難病の場合には、今後の症状の進行の見通しを踏まえて、長期的な視点から職種や働き方について労働者と話し合いをすることが望ましい。

(2) メンタルヘルスへの配慮

難病を抱える労働者の中には、体調の変動に戸惑ったり、仕事と治療のバランスや今後のキャリアについて悩み、メンタルヘルス不調に陥る場合もある。

難病の場合、外見から分かりにくい症状が多いため、就業上の措置や配慮について職場の理解が得られにくく、労働者が仕事で無理をするなどして体調悪化につながったり、離職の原因になったりする場合もあることに留意が必要である。

難病の多くは、ストレスの蓄積が症状の悪化につながる。メンタルヘルスへの配慮は、症状や体調の安定にもつながることに留意が必要である。

(3) 難病に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応

難病については、「働くことはできないのではないか」「働かせると危ないのではないか」といった先入観を持たれやすかったり、体調が日によって変動することについて理解が得られにくい場合があることから、就業の継続のための協力が得られにくい場合もある。このため、事業者は、上司や同僚等に対し、難病を抱える労働者に対する配慮の内容や必要性について理解が得られるよう、正しい知識を啓発することが重要である。

<情報提供サイト・利用可能な支援機関>

- ・ 難病に関する情報や難病患者の就労に関する相談は、以下の機関で受け付けています。

<情報提供サイト>

名称	概要
難病情報センター	難病の各疾患の解説や、各種制度の概要や相談窓口、連絡先などについてインターネットで広く情報提供を行う。 ※詳細は下記 URL をご参照下さい。 (http://www.nanbyou.or.jp/)

<難病患者の就労に関する相談窓口>

名称	概要
ハローワーク	ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センター等と連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に発病した患者の雇用継続等の総合的な支援を行っている（平成 30 年 3 月 31 日現在で全国 51 か所で実施）。 ※詳細は下記 URL をご参照下さい。 ▶厚生労働省ウェブサイト（難病患者の就労支援 事業主の方へ） (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000146556.html)
難病相談支援センター	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき都道府県と指定都市が運営している。難病の患者の療養や日常生活上の様々な問題について、地域の様々な支援機関と連携して支援を行う。 ※詳細は下記 URL をご参照下さい。 (http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361)
保健所・保健センター	保健所では、指定難病の医療費助成の申請受付を行っている。また、きめ細やかな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、地域の医療機関、市町村福祉部局等の関係機関との連携の下に、患者やその家族の抱える日常生活上及び療養生活上の悩みに関する相談や指導を行ったりしている。 また、市町村役場・保健センターでは、障害福祉サービスの実施や相談対応などを行っている。 ※詳細は下記 URL をご参照ください。 (http://www.phcd.jp/03/HClst/index.html)